

流域治水協議会の設置について

流域治水協議会の設置について

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成 30 年 7 月豪雨や平成 29 年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要である。

ついては、各一級水系において、別紙により、「流域治水協議会」を設置のうえ、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進されたい。

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知 別紙

1. 協議会の趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

荒川流域における流域治水協議会の設置の考え

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知 別紙

2. 協議会の設置

各一級水系において、**水系ごとに設置**することを基本とする。ただし、**円滑な協議の実施**や**構成員となる地方公共団体等の負担の軽減**等の観点から、複数のブロックに分割して設置することや、**既に設置されている「大規模氾濫減災協議会」**、「流域総合治水対策協議会」等の**枠組みを活用**することなども検討の上、地域の実情に応じて適切に設置する。

協議会の名称は、既存の協議会の名称を用いるなど、「流域治水協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定する。

3. 協議会の構成員

関係する河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村を基本とし、必要に応じて、流域治水対策に関係する企業(利水ダム管理者等)等を追加する。

荒川流域における考え方(案)

- 荒川流域では、既存の大規模減災協議会は上流域(山形県側)と下流域(新潟県側)に分かれて設置されています。円滑な協議のために、この枠組みを活用し、協議会も上下流分割して設置することとしました。
- 流域治水プロジェクト案の作成や実施状況の確認等の具体的な協議の場として、荒川(下流域)協議会の下に「幹事会」を設置します。
- 下流域協議会は、流域内市村(村上市、胎内市、関川村)と新潟県、治水協定を締結した利水ダム管理者を構成員としました。
- 行政機関における対象部局は、河川部局(国、県)、下水道部局(市村)、危機管理防災部局(市村)、建設・まちづくり部局(市村)、農林部局(県、市村)を選定しております。追加の必要が生じた場合は適宜追加することとします。

荒川流域における流域治水協議会の設置の考え

R2. 6. 10 国土交通省 水管理・国土保全局課長通知 別紙

4. 協議会 での取組 事項

(1) 流域治水プロジェクトの策定・公表

気候変動への水害リスクへの増大に備え、令和元年 東日本台風により甚大な被害が発生した7水系において推進している「緊急治水対策プロジェクト」を参考に、戦後最大規模の洪水などの具体的な目標を設定し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を共有、検討のうえ、以下内容の記載を基本とした**水系ごとの流域治水プロジェクトを、令和2年度末までに策定**し、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知する。

(2) フォローアップ

流域治水プロジェクト策定後は、毎年協議会等を開催するなどして、**対策の実施状況を確認**する。また、情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うこと。

荒川流域における考え方(案)

- 今回策定する「荒川流域の流域治水プロジェクト」は、下流域(新潟県側)、上流域(山形県側)の取組を1つにまとめて、流域1本のプロジェクト(計画)として策定します。
- 令和2年度末の流域治水プロジェクトの策定・公表に向け、本協議会で議論を進めていきます。
(現時点で考えているスケジュールは議題3で説明します)
- 次年度以降、対策の実施状況の確認などのフォローアップを実施していきます。

「荒川（下流域）流域治水協議会」設立趣旨（案）

令和元年東日本台風では、関東甲信、東北地方などの多くの地点で観測史上1位となる降水量を記録しました。また、本年7月には隣接する山形県最上川流域でも羽越水害に匹敵する記録的な洪水が発生しました。

このような計画規模を超える洪水や施設能力を超える洪水により、堤防の決壊や越水などにより、広範囲にわたり甚大な被害が発生しています。

「荒川（下流域）流域治水協議会」は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進することを目的に設立するものです。

協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うものです。これら協議を踏まえ、「荒川流域治水プロジェクト」を策定し、治水事業の全体像を示します。

荒川（下流域）流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「荒川（下流域）流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（協議会及び幹事会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 荒川（下流域）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の円滑な運営のため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 8 条 協議会等の事務局は、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 協議会構成員

機 関 名	構成員名
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	所 長
新潟県 村上地域振興局 地域整備部	部 長
〃 農林振興部	部 長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	部 長
村 上 市	市 長
胎 内 市	市 長
関 川 村	村 長
荒川水力電気(株)関川事業所	所 長
赤芝水力発電(株)	代表取締役
東北電力(株)新潟発電技術センター	所 長

別表 2 幹事会構成員

機 関 名	構成員名
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	副所長
新潟県 村上地域振興局 地域整備部	治水・港湾課長
〃 農林振興部	農村計画課長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	計画調整課長
村 上 市	総務課長
〃	上下水道課長
〃	建設課長
〃	農林水産課長
胎 内 市	総務課長
〃	上下水道課長
〃	地域整備課長
〃	農林水産課長
関 川 村	総務政策課長
〃	建設課長
〃	農林課長
荒川水力電気(株) 関川事業所	副所長
赤芝水力発電(株) 赤芝発電所	所 長
東北電力(株)新潟発電技術センター	土木課長